

# 平成 22 年国勢調査の概要

## 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行っており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、平成 22 年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年、22 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えている。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、昭和 50 年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査が実施されている。

## 調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行った。

## 調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行った。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行った。

- 1 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 2 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

平成 22 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているものは、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有するものはその住所、陸上に生活の本拠のないものはその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外した。

- 1 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

平成 22 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

- 1 氏名
- 2 男女の別
- 3 出生の年月
- 4 世帯主との続柄
- 5 配偶の関係
- 6 国籍

- 7 現在の住居における居住期間
- 8 5年前の住居の所在地
- 9 在学，卒業等教育の状況
- 10 就業状態
- 11 所属の事業所の名称及び事業の種類
- 12 仕事の種類
- 13 従業上の地位
- 14 従業地又は通学地
- 15 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

- 1 世帯の種類
- 2 世帯員の数
- 3 住居の種類
- 4 住宅の床面積
- 5 住宅の建て方

## 調査の方法

平成22年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市町村—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成22年国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は約101万である。

なお、調査区は、平成2年国勢調査から恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

調査は、総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査票を調査員又は市区町村に提出する方法により行った。

調査票の提出は、世帯が調査票に記入した上で、国勢調査員への提出又は郵送による市区町村への提出のいずれかを選択する方法とした。また、東京都においては、インターネットによる提出も選択できる方法とした。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

なお、調査に用いた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。

## 集計結果の公表と報告書

集計は、独立行政法人統計センターが下記の集計区分により行い、結果の公表は、総務省統計局がインターネットを利用する方法等により行う。また、主な結果を収録した報告書を公表後に刊行する。

以下に、公表等の日程を示す。

### 1 人口速報集計

人口速報集計は、市区町村において審査を終了する前の調査票から世帯人員を転記した調査書類を、速報値として集計するもので、平成 22 年国勢調査の結果として最初に公表した。

この集計結果は、平成 23 年 2 月 25 日に公表し、同日付けの官報に公示（平成 23 年総務省告示第 56 号）した。

### 2 抽出速報集計

抽出速報集計は、平成 22 年国勢調査の全国及び都道府県別等の結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約 100 分の 1 を抽出し、全ての調査事項について集計するものである。

この集計結果は、平成 23 年 6 月 29 日に公表し、主な結果を収録した報告書を「抽出速報集計結果」として刊行した。

### 3 人口等基本集計

人口等基本集計は、人口の男女・年齢・配偶関係別構成、世帯、住居に関する基本的な事項及び外国人、高齢者世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果については、東日本大震災による被災地域の状況を把握し、復興計画の立案等に資するため、岩手県、宮城県及び福島県の市区町村別の結果を、全国及び他の 44 都道府県の結果に先駆けて平成 23 年 7 月 27 日に公表した。その後、他の 44 都道府県の市区町村別の結果を平成 23 年 10 月 26 日に公表し、全ての都道府県、市区町村別の主な結果を収録した報告書を「第 2 巻 人口等基本集計結果 その 2 都道府県・市区町村編」（12 分冊）として刊行した。

また、全国の結果を、上述の 3 県を除く 44 都道府県と同時（平成 23 年 10 月 26 日）に公表し、主な結果を収録した報告書を「第 2 巻 人口等基本集計結果 その 1 全国編」として刊行した。なお、人口及び世帯の確定数については、上述の 3 県を平成 23 年 7 月 28 日に、他の 44 都道府県及び全国を平成 23 年 10 月 27 日に、それぞれ官報に公示（平成 23 年総務省告示第 354 号、第 458 号）した。

そのほか、全国、都道府県、市区町村、人口集中地区別の人口、世帯及び面積に関する統計表を従前の結果と併せて収録した報告書である「第 1 巻 人口・世帯総数」を平成 24 年 3 月に刊行した。

#### 4 産業等基本集計

産業等基本集計は、人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）別構成及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成24年4月24日までに順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第3巻 産業等基本集計結果 その2 都道府県・市区町村編」（12分冊）として刊行した。また、全国の結果については、平成24年4月24日に公表し、主な結果を収録した報告書を「第3巻 産業等基本集計結果 その1 全国編」として刊行した。

#### 5 職業等基本集計

職業等基本集計は、就業者の職業（大分類）別構成及び親子の同居等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成24年11月までに順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第4巻 職業等基本集計結果 その2 都道府県・市区町村編」（12分冊）として刊行する。また、全国の結果については、平成24年11月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第4巻 職業等基本集計結果 その1 全国編」として刊行する。

#### 6 抽出詳細集計

抽出詳細集計は、一定の方法により一部の世帯の調査票を抽出し、就業者の産業・職業（小分類）等に関する詳細な結果を、全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成25年10月までに順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第5巻 抽出詳細集計結果 その2 都道府県・市区町村編」（12分冊）として刊行する。また、全国の結果については、平成25年10月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第5巻 抽出詳細集計結果 その1 全国編」として刊行する。

#### 7 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、従業地・通学地による人口（昼間人口）の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの結果を集計するものである。

なお、従業地・通学地集計は、人口等基本集計・産業等基本集計、職業等基本集計及び抽出詳細集計の各々に対応して、次の3段階に分けて集計する。

##### （1）従業地・通学地による人口・産業等集計

従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業（大分類）別構成に関する結果を集計するものである。

この集計結果は、平成24年6月26日に公表し、主な結果を収録した報告書を「第6巻 その1 従業地・通学地による人口・産業等集計結果 第1部 全国編」及び

「第6巻 その1 従業地・通学地による人口・産業等集計結果 第2部 都道府県・市区町村編」（12分冊）として刊行した。

### （2）従業地・通学地による職業等集計

従業地による就業者の職業（大分類）別構成に関する結果を集計するものである。

この集計結果は、平成25年3月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第6巻 その2 従業地・通学地による職業等集計結果 全国・都道府県編」（6分冊）として刊行する。

### （3）従業地・通学地による抽出詳細集計

従業地による就業者の産業・職業（中分類）別構成に関する詳細な結果を集計するものである。

この集計結果は、平成25年10月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第6巻 その3 従業地・通学地による抽出詳細集計結果 全国・都道府県編」（6分冊）として刊行する。

## 8 人口移動集計

人口移動集計は、人口の転出入状況に関する結果を集計するものである。

なお、人口移動集計は人口等基本集計、産業等基本集計及び職業等基本集計の各々に対応して、次の3段階に分けて集計する。

### （1）移動人口の男女・年齢等集計

人口の転出入状況に関する結果を集計するものである。

この集計結果は平成24年1月31日に公表し、主な結果を収録した報告書を「第7巻 その1 移動人口の男女・年齢等集計結果 全国・都道府県編」（12分冊）として刊行した。

### （2）移動人口の産業等集計

移動人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）別構成及び教育に関する結果を集計するものである。

この集計結果は平成24年7月31日に公表し、主な結果を収録した報告書を「第7巻 その2 移動人口の産業等集計結果 全国・都道府県編」（12分冊）として刊行した。

### （3）移動人口の職業等集計

移動人口の就業者の職業（大分類）別構成に関する結果を集計するものである。

この集計結果は平成25年4月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第7巻 その3 移動人口の職業等集計結果 全国・都道府県編」として刊行する。

## 9 小地域集計

小地域集計は、全市区町村について、市区町村よりも小さい単位である町丁・字等の別に人口や世帯数等を集計するものである。統計表は、人口等基本集計、産業等基本集計、職業等基本集計等に対応していることから、それぞれの集計の完了後に集計を行う。



## 抽出速報集計の集計方法及び推定値の精度

### 標本の抽出方法

標本抽出は、一般世帯及び30人未満の施設等の世帯については、第1次抽出単位を平成22年国勢調査調査区（以下「調査区」という。）とし、第2次抽出単位を世帯とする2段階抽出法によって行った。ただし、早期に集計する必要性から、各抽出単位は以下のように抽出した。

#### (1) 第1次抽出（調査区の抽出）

市区町村コードが偶数の市区町村からは調査区番号が偶数の調査区を、同コードが奇数の市区町村からは調査区番号が奇数の調査区を抽出

#### (2) 第2次抽出（世帯の抽出）

抽出された調査区から各々所定の世帯番号の世帯を1世帯抽出

ただし、30人以上の施設等の世帯並びに自衛隊営舎内居住者及び矯正施設の入所者については全数集計した。

### 結果の推定方法

抽出速報集計の結果は、抽出対象調査票に抽出率の逆数を乗じて集計した数値を基に、①人口速報集計による都道府県別人口、②平成17年国勢調査による人口を基礎として推計（総務省統計局が毎月公表している人口推計と同様の手法により推計を行ったもの）した平成22年10月1日現在の全国の男女、年齢別人口構成比、の両データに基づくベンチマーク人口に合致するよう、比推定方式により推定した。

結果表章に当たっては、10の位の数字を四捨五入して100単位としたので、総数と内訳を合計した数値とは必ずしも一致しない。

### 推定値の標本誤差

抽出速報集計による結果は、標本によって得られた推定値であるため、標本誤差を含んでおり、全数集計すれば得られるはずの数値とは必ずしも一致しない。

標本誤差は推定値の大きさや集計項目の種類によって異なるため、ここでは推定値の大きさに対する標準誤差率の目安（1%の世帯員を単純無作為抽出したと仮定）を便宜、表1に示す。

標準誤差率は、全数集計すれば得られるはずの数値の存在範囲を示す目安となるものである。すなわち、推定値を中心として、その前後に、その標準誤差率に推定値の大きさを掛けた値だけの幅をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの数値があることが約68%の確率で期待され、また、その2倍の幅をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの数値があることが約95%の確率で期待される。

例えば、300,000という結果数値は、真の値が $300,000 \pm 300,000 \times 0.018$ すなわち294,600ないし305,400の間にあることが約68%の確率で期待され、 $300,000 \pm 300,000 \times 0.018 \times 2$ すなわち289,200ないし310,800の間にあることが約95%の確率で期待される。

表1 推定値の大きさに対する標準誤差率

推定値の大きさ	標準誤差率	推定値の大きさ	標準誤差率	推定値の大きさ	標準誤差率
100,000,000	$9.9 \times 10^{-4}$	1,000,000	$9.9 \times 10^{-3}$	10,000	$9.9 \times 10^{-2}$
80,000,000	$1.1 \times 10^{-3}$	800,000	$1.1 \times 10^{-2}$	8,000	$1.1 \times 10^{-1}$
60,000,000	$1.3 \times 10^{-3}$	600,000	$1.3 \times 10^{-2}$	6,000	$1.3 \times 10^{-1}$
40,000,000	$1.6 \times 10^{-3}$	400,000	$1.6 \times 10^{-2}$	4,000	$1.6 \times 10^{-1}$
30,000,000	$1.8 \times 10^{-3}$	300,000	$1.8 \times 10^{-2}$	3,000	$1.8 \times 10^{-1}$
20,000,000	$2.2 \times 10^{-3}$	200,000	$2.2 \times 10^{-2}$	2,000	$2.2 \times 10^{-1}$
15,000,000	$2.6 \times 10^{-3}$	150,000	$2.6 \times 10^{-2}$	1,500	$2.6 \times 10^{-1}$
10,000,000	$3.2 \times 10^{-3}$	100,000	$3.2 \times 10^{-2}$	1,000	$3.2 \times 10^{-1}$
8,000,000	$3.5 \times 10^{-3}$	80,000	$3.5 \times 10^{-2}$	800	$3.5 \times 10^{-1}$
6,000,000	$4.1 \times 10^{-3}$	60,000	$4.1 \times 10^{-2}$	600	$4.1 \times 10^{-1}$
4,000,000	$5.0 \times 10^{-3}$	40,000	$5.0 \times 10^{-2}$	400	$5.0 \times 10^{-1}$
3,000,000	$5.7 \times 10^{-3}$	30,000	$5.7 \times 10^{-2}$	300	$5.7 \times 10^{-1}$
2,000,000	$7.0 \times 10^{-3}$	20,000	$7.0 \times 10^{-2}$	200	$7.0 \times 10^{-1}$
1,500,000	$8.1 \times 10^{-3}$	15,000	$8.1 \times 10^{-2}$	100	$9.9 \times 10^{-1}$

注) ① 1%の世帯員を単純無作為抽出したと仮定  
 ② 推定値が総人口又は総世帯数より十分小さい場合

なお、表1の標準誤差率は、次の仮定と計算式により算出したものである。

[仮定]

① 全ての世帯から、世帯員を1%の抽出率で単純無作為抽出したとする。

$$\left( \frac{n}{N} = \frac{1}{100} \right)$$

② 推定値の大きさが、総人口又は総世帯数に比べ十分に小さいとする。

[計算式]

標準誤差率 注) 
$$C(\bar{X}) \doteq \sqrt{\left( \frac{N}{n} - 1 \right) \cdot \frac{1}{Np}} = \sqrt{\frac{99}{Np}}$$

$$\left( \begin{array}{l} C(\bar{X}) : \text{属性 } \bar{X} \text{ を有する人口の平均値の推定値の標準誤差率} \\ N : \text{総人口} \\ n : \text{抽出人口} \\ p : \text{総人口に占める属性 } \bar{X} \text{ を有する人口の割合} \end{array} \right)$$

注) 
$$C(\bar{X}) = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{1-p}{np}}$$

$N-1 \doteq N$ ,  $1-p \doteq 1$  とすると、

$$\doteq \sqrt{\left( \frac{N}{n} - 1 \right) \cdot \frac{1}{Np}}$$



〔使用上の注意〕

表1は、属性別人口及び世帯数に対して適用され、1世帯当たり人員など、平均の推定値には適用できない。

また、推定人口の総人口に対する比、又は推定世帯数の総世帯数に対する比、すなわちpがある程度大きい場合は、表1の標準誤差率には $\sqrt{1-p}$ を乗じて補正する必要がある。

幾つかのpに対する $\sqrt{1-p}$ を示すと、表2のとおりである。

表2 補正值  $\sqrt{1-p}$

p	$\sqrt{1-p}$
0.99	0.1
0.95	0.22
0.9	0.32
0.85	0.39
0.8	0.45
0.7	0.55
0.6	0.63
0.5	0.71
0.4	0.77
0.3	0.84
0.2	0.89
0.1	0.95

# 用語の解説

## 1 人口の基本属性に関する用語

### 人口

本書に掲載されている人口は、各年10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口（昭和20年の人口が掲載されている場合は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）である。

また、我が国に復帰する前の沖縄県の人口が掲載されている場合、沖縄県の人口は、昭和25年、30年及び35年が各年12月1日午前零時現在、40年及び45年が各年10月1日午前零時現在の人口である。

なお、昭和20年及び22年には、沖縄県では調査が行われていない。各年の人口の範囲の概要は、次のとおりである。

### 大正9年～昭和15年

調査した人口は「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時に居た場所で調査する方法（現所在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、昭和22年以降の調査では調査の対象から除外している外交使節団等の構成員も含めた全てを調査した。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後4日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査した。

なお、昭和15年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるか否かを問わず、全てその家族などのいる応召前の住所で調査した。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されているが、本書には全人口を掲載した。

### 昭和20年・22年

調査した人口は「現在人口」である。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後2日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査している。

昭和20年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった人及び外国人（韓国、朝鮮又は台湾の国籍を有する人を除く。）は、調査の対象から除外した。

また、昭和22年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外している。

### 昭和25年

調査した人口は「常住人口」である。昭和25年の調査では、常住の判定の基準となる居住期間を6か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査している。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い人も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する人とみなして、その船舶で調査した。

このほかの取扱いについては、調査の対象から除外した人の範囲を含めて、昭和30年調査以降と同様である。

なお、昭和25年の調査では、「現在人口」も調査し、集計した。

## 昭和30年～平成22年

調査した人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。なお、人口の範囲は、平成22年調査と同様である（「常住している者」については、「平成22年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照されたい。）。

## 沖縄県の昭和25年～45年

沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、50年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって、25年から45年まで、5回の国勢調査が行われている。この間の沖縄県における国勢調査の「人口」の定義は以下のとおりである。

昭和25年に調査した人口は「現在人口」である。また、調査の対象から除外した人は、次のとおりである。

- (1) 連合軍の将兵及び連合軍に附属し、又は随伴する者並びにこれらの者の家族
- (2) 連合軍最高指令官が任命又は承認した使節団の構成員及びこれらの者の家族
- (3) 連合国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにこれらの者の家族

昭和30年～45年に調査した人口は本土と同じ「常住人口」である。ただし、昭和30年の調査については、常住基準となる居住期間を4か月としている。

また、調査の対象から除外した人の範囲は、次のとおりである。

### [昭和30年]

- (1) 外国人のうち米国政府当局の命令により、米国軍隊の任務を帯びて琉球列島内に入った軍人、軍属及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族
- (2) 軍クラブ、アメリカ赤十字及び琉球列島内において単に米国軍隊の利益のために活動している特別使節団体の琉球人以外の被雇用者
- (3) 外国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族

### [昭和35年・40年]

- (1) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- (2) 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらの家族
- (3) 軍施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者又は子となっている琉球人

### [昭和45年]

- (1) 沖縄内に駐在する米国民政府及び米国領事館に勤務する外国人の職員（その家族を含む。）
- (2) 沖縄内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 人口重心

人口重心とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいう。

人口重心は昭和25年から公表しているが、沖縄県を含めた遡及集計は40年まで行っているため、本書では、時系列比較が可能な40年以降の推移を掲載している。

### [人口重心の算出方法の変遷]

平成12年までは、市区町村役場の位置にその市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出していた。

平成17年からは、市町村合併の進展を踏まえ、より精緻に算出する観点から、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出している。

なお、平成12年～17年の移動距離については、この基本単位区ごとに算出する方法により遡及計算した12年の人口重心を用いて算出している。

### [人口重心の算出方法について]

市区町村の人口重心は基本単位区別集計結果から計算し、都道府県の人口重心はこの市区町村の人口重心を用いて計算し、全国の人口重心はこの都道府県の人口重心を用いて計算している。

市区町村、都道府県及び全国の人口重心は、次の計算により算出している。

#### (1) 市区町村の人口重心

$$x = \frac{\sum w_i x_i \cos(y_i)}{\sum w_i \cos(y_i)} \quad y = \frac{\sum w_i y_i}{\sum w_i}$$

$x, y$  : 人口重心の経度, 緯度

$x_i, y_i$  : 基本単位区ごとの面積の中心点の経度, 緯度<sup>(注)</sup>

$w_i$  : 基本単位区ごとの人口

(注) 上式の計算に用いた基本単位区の緯度, 経度は、総務省統計局が保有する地理情報システムであるセンサス・マッピング・システム (CMS) に登録されている基本単位区境界情報 (約2,500分の1の地形図) 上で測定している。

#### (2) 都道府県の人口重心

都道府県の人口重心は、(1)で求めた市区町村の人口重心の経度, 緯度を $x_i, y_i$ とし、市区町村の人口を $w_i$ として(1)の計算式で算出している。

#### (3) 全国の人口重心

全国の人口重心は、(2)で求めた都道府県の人口重心の経度, 緯度を $x_i, y_i$ とし、都道府県の人口を $w_i$ として(1)の計算式で算出している。

### ※ 参考

(1) 基本単位区とは、街区又は街区に準じた地域を基準とした地域単位 (全国で約200万) をいう。

(2) 人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度, 緯度は、「世界測地系」を用いている。

(3) 人口重心の移動距離については、国土地理院の計算式に従って算出している。

国土地理院測地部 URL : <http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/>

## 面積と人口密度

本書に掲載し、また人口密度の算出に用いている全国・都道府県・市部・郡部・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記している。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意が必要である。

なお、沖縄県の面積のうち昭和25年は琉球列島軍政本部が、30年～45年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書によっている。

昭和20年以降の人口密度については、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島の面積を除いて算出した。なお、昭和25年～45年の全国の人口密度については、沖縄県を含めて算出した。

## 人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいう。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

## 年齢・平均年齢・年齢中位数

### (1) 年齢

「年齢」は、昭和40年以降の調査では調査日前日による満年齢を基に集計している。なお、10月1日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で0歳に含んでいる。

昭和35年調査までは、数え年による年齢を用いた20年を除いて、調査日現在による満年齢を基に集計している。

### (2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、調査日前日の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。つまり、10月1日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものである。

### (3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいう。

### 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

### 教育

#### (1) 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分している。

区分	内容
卒業生	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まない。

#### (2) 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分している。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としている。

区分	学校の例
小学校・中学校	【新制】 小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者 <sup>注</sup>



	<p>【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科          高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など）          師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの）          通信講習所高等科          鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生）          青年学校本科</p>
短大・ 高専	<p>【新制】 短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設          看護師（婦）養成所</p>
	<p>【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所          図書館職員養成所 高等通信講習所本科</p>
大学・ 大学院	<p>大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部          職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降）          放送学校（全科履修生，修士全科生）</p>

(注) 平成16年までの大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による試験の合格者も含む。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、次のとおり区分している。

専修学校・各種学校		学校区分
専門学校専門課程 (専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学・大学院
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

#### 《注意点》

- ア 高等学校，短期大学及び大学については，定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含む。
- イ 外国の学校については，修業年限等により，それに相当する学校に区分している。

#### 国籍

平成22年国勢調査では国籍を，「日本」のほか，以下のように11区分に分けた。

11区分 「韓国，朝鮮」，「中国」，「フィリピン」，「タイ」，「インドネシア」，「ベトナム」，「イギリス」，「アメリカ」，「ブラジル」，「ペルー」，「その他」

昭和60年以前については「日本」のほか，「韓国，朝鮮」，「中国」，「アメリカ」，「その他」の4区分としており，平成2年では，この4区分に「フィリピン」，「フィリピン以外の東南アジア，南アジア」を加えた6区分，7年及び12年では，昭和60年以前の4区分に「フィリピン」，「タイ」，「フィリピン，タイ以外の東南アジア，南アジア」，「イギリス」，「ブラジル」，「ペルー」を加えた10区分としている。

なお、二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、日本と日本以外の国の国籍を持つ人の国籍は「日本」、日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国とした。

ただし、昭和50年以前については、二つ以上の国籍を持つ人について、次のように取り扱っている。

- (1) 昭和25年は「その他」としている。
- (2) 昭和30年～50年は調査票の国名欄の最初に記入された国によっている。ただし、昭和40年の場合、調査票に記入された国の中に韓国、朝鮮があるときは「韓国、朝鮮」とし、韓国、朝鮮がなく中国があるときは「中国」としている。

なお、昭和35年及び40年の沖縄県の調査では、「韓国、朝鮮」が「その他」に含まれている。

## 日本人

日本国籍を持つ人をいう。したがって、日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人も日本人としている。

## 2 世帯・家族の属性に関する用語

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区分	内容
一般世帯	(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。 (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位：一人一人）

なお、昭和60年以降の国勢調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55年国勢調査以前での普通世帯、準世帯との対応は次表のとおりである。

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	○住居と生計を共にしている人の集まり ○一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	○間借り・下宿などの単身者  ○会社などの独身寮の単身者	○寮・寄宿舎の学生・生徒 ○病院・療養所の入院者 ○社会施設の入所者 ○自衛隊営舎内居住者 ○矯正施設の入所者 ○その他

### 世帯主・世帯人員

#### (1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

#### (2) 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

### 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

区分	
I 核家族世帯	
	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯	
	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	
① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	
① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	
(14) 他に分類されない世帯	

なお、昭和45年及び50年は「兄弟姉妹のみから成る世帯」が「他に分類されない親族世帯」に含まれている。

### 3 世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

### 3 住宅・居住地に関する用語

#### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。

#### 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

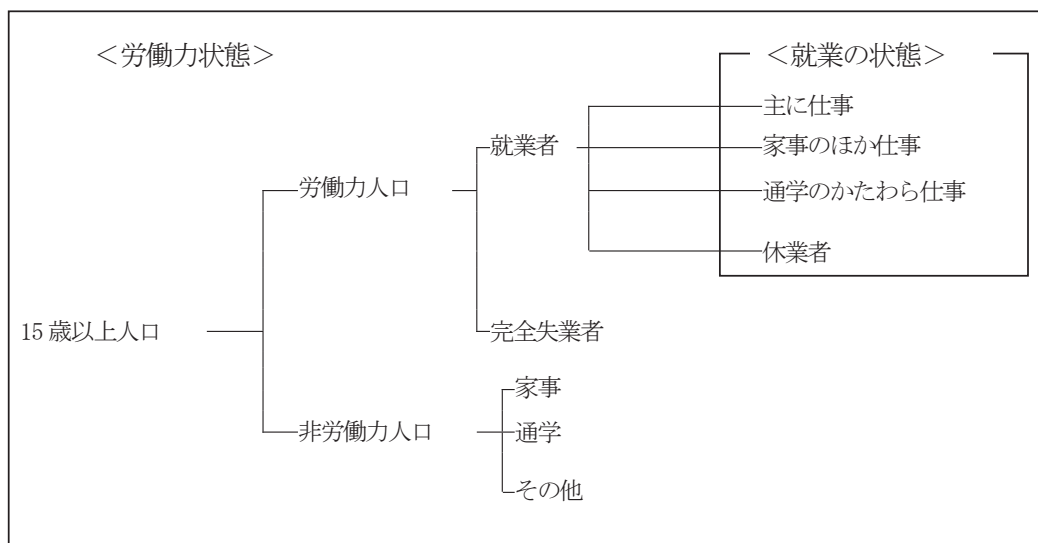
各世帯が居住する住宅を、昭和55年以降、その建て方により、次のとおり区分している。

区分	内容
一戸建	1 建物が1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が1 住宅であればここに含む。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含む。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。 ※ 建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分している。また、平成17年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 4 労働・就業の状態に関する用語

### 労働力状態

「労働力状態」は、15歳以上の人について、9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。





区分	内容
労働力人口	就業者と完全失業者を合わせた人
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。 (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていった場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く。）
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。

昭和25年以降、上記の「就業者」、「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義に差異はない。ただし、昭和25年の結果及び30年の沖縄県の結果については14歳以上人口について集計している。

大正9年、昭和5年及び15年の国勢調査では、平常の職業の有無によって有業者と無業者に区別する「有業者方式」によっている。本書では、15歳以上人口について、この有業者は労働力人口に、無業者は非労働力人口に相当するものとして、結果数字をそのまま比較している。

## 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	(1) 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 (2) 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

## 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）を基に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

### 《注意点》

- (1) 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっている。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。
- (3) 産業大分類を3部門に集約している場合があるが、その区分は以下によっている。

部門	内訳
第1次産業	A 農業, 林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの) S 公務 (他に分類されるものを除く)

なお、産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含まない。

### 就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

### 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類したものをいう。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっている。

平成22年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

## 5 世帯の移動に関する用語

### 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分している。

### 5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前に居住していた市区町村をいう。平成22年国勢調査では、17年10月1日（前回調査時）にふだん居住していた市区町村について調査し、次のとおり区分している。

また、5年前には当該市区町村に居住していたが、調査時には他の市区町村に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章している。

区分	内容
現住所	調査時における常住地と同じ場所
国内	日本国内
自市区町村内	調査時における常住地と同じ市町村（20大都市の場合は同じ区）
自市内他区	20大都市（東京都特別区並びに政令指定都市である札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市）について、同じ市又は東京都特別区以外の区
県内他市区町村	同じ都道府県内の他の市区町村
他県	他の都道府県
転入（国外から）	日本以外

## 6 従業地・通学地に関する用語

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。

区分	内容
自市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合 (1) 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。 (2) 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。
自宅外	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合 これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものである。
自市内他区	常住地が20大都市 <sup>(注)</sup> にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合
県内他市区町村	従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

(注) 東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

### 《注意点》

ア 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっている。

ここでいう従業地とは、就業者が従業している場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

イ 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。

ウ ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

### 夜間人口と昼間人口

(1) 常住地による人口（夜間人口）

調査時に調査の地域に常住している人口である。

(2) 従業地・通学地による人口（昼間人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出している人口である。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

なお、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含む。

また、昼間人口には、買物客などの非定期的な移動は考慮していない。

### 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合であり、100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

A市の昼夜間人口比率の算出方法

$$\text{A市の昼夜間人口比率} = \frac{\text{A市の昼間人口}}{\text{A市の常住人口}} \times 100$$

### 利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分している。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

区分	内容
1 徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
2 鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
3 乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
4 勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
5 自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
6 ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
7 オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
8 自転車	自転車を利用している場合
9 その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

### 従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分するものである。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さら



に、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者が通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分している。

区分		内容
通勤・通学者のみの世帯		世帯員の全てが通勤・通学者である世帯
	通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯
	通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯
	通勤者と通学者の いる世帯	世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯
その他の世帯		通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯
通勤・通学者以外の世帯員の構成	高齢者のみ	65歳以上の人のみ
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
	高齢者と女性のみ	65歳以上の人と6～64歳の女性のみ
	幼児のみ	6歳未満の人のみ
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
	女性のみ	6～64歳の女性のみ
	その他	上記以外

## 7 地域区分に関する用語

### 市部・郡部

「市部」は、市（東京都特別区部を含む。）の区域を全て合わせた地域である。すなわち、全国の市部の場合は全国の市の地域全体、都道府県の市部の場合はその都道府県の市の地域全体を意味する。「郡部」についても同様で、町村の区域をすべて合わせた地域である。

### 人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定している。

人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域である。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定していたが、7年調査からは基本単位区を基にしている。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1㎢当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

#### 〔人口集中地区数の算出について〕

人口集中地区数の算出には、「連合人口集中地区」を用いている。

連合人口集中地区とは、東京都特別区部及び政令指定都市に設定されている各区の人口集中地区のうち、各区の境界をはさんで地理的に接続している人口集中地区をまとめてそれぞれ一つの地域単位とみなした地域である。

#### 大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村

大都市圏及び都市圏は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成している。

大都市圏は、昭和35年調査から、各回の調査ごとに従業地・通学地の集計結果を基に設定しており、都市圏は50年調査から設定している。

各大都市圏・都市圏についての集計は、その全域についてだけでなく、中心市の地域と周辺市町村の地域について行っている。

大都市圏・都市圏の中心市と周辺市町村は、昭和50年調査以降、以下の基準により設定している。

##### (1) 中心市

「大都市圏」の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市としている。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏としている（例：関東大都市圏）。

都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口50万以上の市としている。

##### (2) 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ中心市と接続している市町村としている。

ただし、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、周辺市町村としている。

平成22年国勢調査調査票（様式）

秘 基幹統計調査

国勢調査調査票

○ 黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。  
○ 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにめりつぶしてください。  
○ 数字を記入する場合は、下の例のように、わくの中に右つめて書いてください。  
たて線1本 すまをあげる とじる  
はねない 上につきぬける 角をつける

平成22年10月1日  
総務省統計局

記入は  
黒の鉛筆で  
右つめに

数字の  
記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

国勢調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

世帯員全員の記入のしかたを参照して、太わくの中に記入してください	1 氏名及び男女の別	2 (氏名)	3 (氏名)	4 (氏名)
	2 世帯主との続柄	世帯主又は代表者	世帯主又は代表者	世帯主又は代表者
	3 出生の年月	明治 大正 昭和 平成 西暦	明治 大正 昭和 平成 西暦	明治 大正 昭和 平成 西暦
	4 配偶者の有無	未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別	未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別	未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別
	5 国籍	日本 外国 (国名)	日本 外国 (国名)	日本 外国 (国名)
	6 現在の場所に住んでいる期間	出生時から 1年未満 1.5年未満 5.10年未満 10.20年未満 20年以上	出生時から 1年未満 1.5年未満 5.10年未満 10.20年未満 20年以上	出生時から 1年未満 1.5年未満 5.10年未満 10.20年未満 20年以上
	7 5年前(平成17年10月1日)にはどこに住んでいましたか	現在と同じ場所 現在の市区町村内 別の市区町村 外国	現在と同じ場所 現在の市区町村内 別の市区町村 外国	現在と同じ場所 現在の市区町村内 別の市区町村 外国

世帯について(1)~(4)欄は、調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目に記入してください	(1) 世帯員の数	(2) 住居の種類	(3) 住宅の建て方
	(4) 住宅の床面積の合計(延べ面積)	電話番号	

世帯では、下の欄には記入しないでください

世帯の種類	一般世帯	学校の寮・寄宿舎等の学生・生徒	病院・療養所の入院者	老人ホーム等の社会施設入居者	その他
-------	------	-----------------	------------	----------------	-----

市区町村コード 調査区番号 世帯番号 この世帯の調査票の枚数

ウラ側(第2面)にも記入してください

こちらはウラ側です  
オモテ側から記入してください

	1	2	3	4	
世帯員全員について	<b>8 教育</b> ●現在学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください ●在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください ●専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 幼児 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 幼児 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 幼児 高専 大学院 その他	
	<b>9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか</b> ●仕事とは収入を伴う仕事をいい、自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます ●通学には予備校・専門学校などに通っている場合も含めます	主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 10～14欄にも記入 仕事を休んで探していた 家事 通学 その他（幼児・高齢者など） 10～14欄にも記入 10～14欄におわり 10～11欄におわり	主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 10～14欄にも記入 仕事を休んで探していた 家事 通学 その他（幼児・高齢者など） 10～14欄にも記入 10～14欄におわり 10～11欄におわり	主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 10～14欄にも記入 仕事を休んで探していた 家事 通学 その他（幼児・高齢者など） 10～14欄にも記入 10～14欄におわり 10～11欄におわり	主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 10～14欄にも記入 仕事を休んで探していた 家事 通学 その他（幼児・高齢者など） 10～14欄にも記入 10～14欄におわり 10～11欄におわり
就業者・通学者について	<b>10 従業地又は通学地</b> ●仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください ●同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は「調査票の記入のしかた」の12ページを参照してください ●他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください（東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで）	自宅（住みかき） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （左づめで記入）	自宅（住みかき） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （左づめで記入）	自宅（住みかき） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （左づめで記入）	自宅（住みかき） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （左づめで記入）
	<b>11 従業地又は通学地までの利用交通手段</b> ●二つ以上の交通手段を利用している場合は該当するものすべてに記入してください	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他
就業者について	<b>12 勤めか 自営かの別</b> ●労働者派遣事業所の派遣社員とは労働者派遣法に基づいて派遣されている人を行います ●パート・アルバイト・その他には契約社員 嘱託なども含めます ●自営業とは個人で事業を営んでいる人（農家などを含む）や自由業の人を行います	雇われている人 会社などの役員 正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他 自営業主 家族従業員 家庭内の責任者（内職） 雇人あり 雇人なし	雇われている人 会社などの役員 正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他 自営業主 家族従業員 家庭内の責任者（内職） 雇人あり 雇人なし	雇われている人 会社などの役員 正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他 自営業主 家族従業員 家庭内の責任者（内職） 雇人あり 雇人なし	雇われている人 会社などの役員 正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他 自営業主 家族従業員 家庭内の責任者（内職） 雇人あり 雇人なし
	<b>13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</b> ●仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店 など）の名称を書いてください（官公庁は略名まで） ●その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください ●労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先について書いてください	「調査票の記入のしかた」の12～15ページの書き方の例を参考にして くわしく書いてください			
<b>14 本人の仕事の内容</b> ●本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください					

この調査票は機械にかけますので汚さないでください

## 平成22年国勢調査の報告書等一覧

- ・国勢調査の結果は、公表後、全てインターネットによって利用できます。
- ・国勢調査の主な結果を収録した報告書は、全国結果の公表後、刊行します。

報告書の名称(予定)	刊行(予定)時期	報告書の名称(予定)	刊行(予定)時期
<b>平成22年国勢調査報告</b>		<b>調査結果の利用案内 -ユーザーズガイド-</b>	平成23年 3月
<b>第1巻</b> 人口・世帯総数	平成24年 3月	〔どのような種類の結果をいつ公表するのか、 またその利用方法についてまとめたもの〕	
<b>第2巻</b> 人口等基本集計結果	平成24年 3月	<b>解説シリーズ</b>	
その1 全国編		No.1 グラフでみる我が国の人口・世帯	平成24年 3月
その2 都道府県・市区町村編(12分冊)		〔我が国の人口及び世帯の概要をグラフを 中心に解説したもの〕	
<b>第3巻</b> 産業等基本集計結果	平成24年 8月	No.2 我が国人口・世帯の概観	平成24年 12月
その1 全国編		〔我が国の人口及び世帯の地域分布、構造 及びそれらの動向を分析・解説したもの〕	
その2 都道府県・市区町村編(12分冊)		POPULATION AND HOUSEHOLDS OF JAPAN	平成25年 7月
<b>第4巻</b> 職業等基本集計結果	平成25年 3月	〔「我が国人口・世帯の概観」の英語版〕	
その1 全国編		最終報告書 日本の人口・世帯	平成26年 6月
その2 都道府県・市区町村編(12分冊)		〔過去の調査結果を含め、国勢調査の結果 を総合的に取りまとめたもの〕	
<b>第5巻</b> 抽出詳細集計結果	平成26年 2月	<b>キッズ版</b>	
その1 全国編		ライフステージでみる日本の人口・世帯	平成24年 3月
その2 都道府県・市区町村編(12分冊)		〔日本の人口及び世帯について、ライフ ステージ別に簡単に解説したもの〕	
<b>第6巻</b>		<b>地図シリーズ</b>	
その1 従業地・通学地による人口・産業等 集計結果	平成24年 10月	我が国の人口集中地区	平成24年 3月
第1部 全国編		〔我が国の人口集中地区について、人口、 面積及び境界図を、また、準人口集中地区 について、人口及び面積を収録したもの〕	
第2部 都道府県・市区町村編(12分冊)		日本人口地図帳	平成24年以降 順次
その2 従業地・通学地による職業等集計結果 全国・都道府県編 (6分冊、全国の結果は各分冊に収録)	平成25年 7月	〔国勢調査の結果による市区町村別の 主要な指標(人口増減率、人口密度等)を 地図上で視覚的に表したもの〕	
その3 従業地・通学地による抽出詳細集計 結果 全国・都道府県編 (6分冊、全国の結果は各分冊に収録)	平成26年 1月	地域メッシュ統計地図	平成25年以降 順次
<b>第7巻</b>		〔緯度・経度に基づき日本全域を網の目の 区域に分けて、統計データを編成したもの〕	
その1 移動人口の男女・年齢等集計結果 全国・都道府県編 (12分冊、全国の結果は各分冊に収録)	平成24年 5月		
その2 移動人口の産業等集計結果 全国・都道府県編 (12分冊、全国の結果は各分冊に収録)	平成24年 10月		
その3 移動人口の職業等集計結果 全国・都道府県編 (全国・都道府県の結果を1冊に収録)	平成25年 7月		
<b>抽出速報結果報告書</b>			
平成22年国勢調査抽出速報集計結果	平成23年 9月		
〔約100分の1の世帯の調査票を抽出して全国、 都道府県及び人口20万以上の市区別に、 主要な結果を速報値として集計したもの〕			

### 小地域集計

主な結果について、町丁・字等別の地域ごとに集計したもので、集計結果はインターネット等によって利用できます。  
(主な集計の内容)

- 人口の男女・年齢構成、産業・職業構成等
- 世帯の構成、住居の状態、高齢世帯等

- 注) 12分冊は、①北海道・東北Ⅰ(北海道、青森県、岩手県)、  
②東北Ⅱ(宮城県、秋田県、山形県、福島県)、  
③関東Ⅰ(茨城県、栃木県、群馬県)、  
④関東Ⅱ(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、  
⑤中部Ⅰ(新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県)、  
⑥中部Ⅱ(長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)、  
⑦近畿Ⅰ(滋賀県、京都府、大阪府)、  
⑧近畿Ⅱ(兵庫県、奈良県、和歌山県)、  
⑨中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)、  
⑩四国(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)、  
⑪九州Ⅰ(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県)、  
⑫九州Ⅱ・沖縄(大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)を予定。  
6分冊は、①北海道・東北(北海道～福島県)、  
②関東(茨城県～神奈川県)、③中部(新潟県～三重県)、  
④近畿(滋賀県～和歌山県)、⑤中国・四国(鳥取県～高知県)、  
⑥九州・沖縄(福岡県～沖縄県)を予定。

## ＜結果の利用方法＞

平成 22 年国勢調査の集計結果については、インターネットで結果表を閲覧、ダウンロード（CSV 形式等）することができます。また、報告書及び人口地図は、総務省統計局のほか国立国会図書館、県立図書館等で利用できます。

### ◆インターネット

国勢調査の結果、公表予定日などの情報については、総務省統計局のホームページに掲載しています。＜URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>＞

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。＜URL <http://www.e-stat.go.jp/>＞

### ◆結果表（報告書を含む。）、人口地図の閲覧についての問合せ先

総務省統計図書館 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1

図書閲覧室 TEL 03(5273)1132

統計相談室 TEL 03(5273)1133

結果表（報告書を含む。）及び人口地図は、各都道府県の統計主管課に送付しており、また、報告書及び人口地図は、国立国会図書館、県立図書館においても閲覧できます。

### ◆報告書、人口地図の入手についての問合せ先

独立行政法人 統計センター URL <http://www.nstac.go.jp/>

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1

TEL 03(5273)1200（代表）

報告書及び人口地図は、全国各地の政府刊行物サービス・センター、政府刊行物サービス・ステーション（官報販売所）でも取り扱っています。

政府刊行物サービス・センター（霞が関）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-2-1（農林水産省別館前）

TEL 03(3504)3885（代表）

### ◆集計結果を収録した電磁的記録（CD-R 等）の入手についての問合せ先

公益財団法人 統計情報研究開発センター URL <http://www.sinfonica.or.jp/>

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3 丁目 6 番 能楽書林ビル 5 階

TEL 03(3234)7471 FAX 03(3234)7472

### ◆調査結果の引用・転載について

統計データを引用・転載する場合には、出典（府省名、統計調査名）の表記をお願いします。

（例）資料：「国勢調査」（総務省統計局）

詳しくは、総務省統計局のホームページを御覧ください。

＜URL <http://www.stat.go.jp/info/riyou.htm>＞



---

平成22年国勢調査 解説シリーズNo. 2

# 我が国人口・世帯の概観

2010 Population Census of Japan

Overview Series No.2

OVERVIEW OF POPULATION AND HOUSEHOLDS OF JAPAN

---

平成24年12月 発行

Issued in December 2012

編集・発行



総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 代表 03 (5273) 2020

Statistics Bureau

Ministry of Internal Affairs and Communications

19-1 Wakamatsu-cho, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan 162-8668

Telephone : +81-3-5273-2020

---